

【印鑑登録の申請方法について】

印鑑登録は、千歳市に住民登録のある方であれば、どなたでもできます。
ただし、15歳未満の方および被成年後見人については登録できません。

本人による登録の申請をする場合

- 1 登録する印鑑
- 2 登録する本人の確認ができる書類(次の ~ のいずれか) → 本人確認書類は裏面
官公署発行のAの写真付き証明書(1点の提示で可)
本人の氏名が記載されているB及びCの確認書類を3点(この場合、Bの確認書類を必ず1点含めること)
本市で印鑑登録している人が印鑑登録印で保証した書面

(注意)ただし、本人による登録の場合でも、上記2の本人確認書類をお持ちでない方は、当日の印鑑登録はできません。申請後、本人に「印鑑登録照会書兼回答書」を簡易書留で郵送しますので、必要事項を記入の上、再度来庁願います。この場合、申請から登録まで3日から7日程度の日数がかかります。

代理人(家族を含む)による登録の申請をする場合

本人がやむを得ず申請できない場合は、本人による申請と手順が異なります。(来庁当日の登録はできません) 印鑑登録が完了するまでに、数回来庁していただくことになります。

- 1 **来庁1回目** 市民課、各支所の窓口で「代理人選任届」を受取ってください。なお、市のホームページからもダウンロードできます。



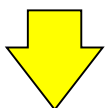
- 2 **来庁2回目** 登録する本人(登録者)に記入、押印していただいた代理人選任届、印鑑登録申請書、登録する印鑑を窓口提出してください。

窓口で、印鑑登録申請書と代理人選任届を確認してから、登録者本人に、「印鑑登録照会書兼回答書」を簡易書留で住所地に郵送します。

(注意)「印鑑登録照会書兼回答書」は、必ず、登録者本人が記入、押印してください。
回答期日までに回答のない場合は、登録の意思がないものとみなします。



- 3 **来庁3回目** 登録者本人が記入、押印した「印鑑登録照会書兼回答書」を窓口提出して下さい。(注意)その際には、下記のものを忘れずにお持ちください。



代理人の本人を確認できる書類 → 本人確認書類は裏面

登録者本人を確認できる書類 → 本人確認書類は裏面

- 4 印鑑登録証(カード)を代理人に交付します。また、同時に印鑑登録証明書の交付申請もできます。

本人確認書類は裏面を参照してください。

本人の確認について

印鑑は、個人の権利や財産の保全にかかわる重要なもので、登録手続きは特に慎重に行っています。

本人による登録の申請をする場合

- (1) 本人確認ができる場合 → その場で印鑑登録できます。
- (2) 本人確認ができない場合 → その場で印鑑登録できません。申請後、本人に「印鑑登録照会書兼回答書」を配達記録で住所地に郵送します。登録まで3日から7日程の日数がかかります。

代理人（家族を含む）による登録の申請をする場合

次の(1)と(2)の両方が必要です(ただし、原本に限ります)

- (1) 代理人の本人を確認できる書類(下記一覧表のA又はBの1点(Cの預金通帳、キャッシュカード1点でも可))
- (2) 登録する本人(登録者)を確認できる書類(下記一覧表のA又はBの1点(Cの預金通帳、キャッシュカード1点でも可))

【 印鑑登録に係る本人確認書類一覧表 】

| | | |
|---|---|--|
| 1点で確認する方式 | A | 官公署が発行した免許証、許可証、身分証明書などで本人の写真付きのもの 例：運転免許証、運転経歴証明書(写真付き)、 パスポート、身体障害者手帳、 住民基本台帳カード(写真付き)、 マイナンバーカード、在留カード、特永証 |
| 3点で確認する方式 BとCから3点の書類 が必要です。 (注意1) 必ずBの書類1点を含 めることが必要です。 (注意2) <u>Cのみの3点では確認 資料とはできません。</u> | B | 健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、船員保険被保険者証、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合又は私立学校教職員共済制度の資格確認書、介護保険被保険者証、国民年金手帳、厚生年金手帳、船員保険年金手帳、精神障害者保健福祉手帳、基礎年金番号通知書、共済組合年金証書、恩給その他これに類する給付に係る年金証書、地方公共団体が交付する各種医療受給者証、療育手帳及び生活保護受給者証など |
| | C | 写真及び生年月日があり改ざん防止された学生証・会員証・会社の発行した身分証明書、金融機関等において発行・交付する預金通帳、キャッシュカード、クレジットカード、診察券など |

お問い合わせ先 〒066-8686
千歳市東雲町2丁目34番
市民環境部戸籍住民課戸籍住民係
直通0123-24-0264